

# 禅林の廁掃除<sup>1)</sup>

——雪隠という美称、及び浄頭職の変遷

劉大澤 邦由  
勤

はじめに

便所掃除と聞いて何を思うだろうか。

便所は一日たりとも日常生活から切り離すことのできない身近な空間である。しかしその空間の掃除となると、ことさら汚れやすい空間であるから、特に大勢の人が使う便所の掃除などは通常は人から忌み嫌われる。ただし、そのような性質を持つからこそ、人格形成のためなどに推奨されることもある。

近現代における便所掃除を例にすれば、現代の学校や会社等においては、清掃員が便所掃除を担当することが多いが、罰として期間を設けて便所掃除を担当させるという習慣も少なくとも近年まではあったように思う。Panasonicの社史においては、創業の祖である松下幸之助が「松下電気器具製作所」を創業した後、直々にトイレ掃除を行ったことを紹介している<sup>2)</sup>。かつての日本では妊婦がトイレを掃除すれば美しい子が生まれるという伝承も

あった。

さて、仏教においては戒律の中にすでに用便の仕方や便所の設置に関する記述が見られるが、便所の掃除や大便の処理に類する記述としては、たとえば『五分律』では比丘に対する罰として断食させるという罰はふさわしくなく、罰としては掃き掃除などとともに、大便の処分（除糞）がよいとされており、また、『観虚空藏菩薩経』では重戒を犯した者は便所（「圜廁」）の清掃を八百日行った後に懺悔せよと説いている<sup>4</sup>。

仏教における除糞の説話として有名なのは『法華経』の七喻中、信解品の長者窮子の話である。この話は長者が長らく離れていた息子と再会を果たすが、息子が長者の子であることを信じないので二十年のあいだ、除糞の仕事を担当させ、その後、長者が臨終間際になつて財宝を与えるという話である。これは、長者〓仏、窮子〓衆生、除糞〓法華一乗教以外の仏教、財宝〓一乗教という構図の比喩であると解されるが、この話で除糞は下男の行う卑しい仕事であると捉えられている一方、教化あるいは教育の第一歩となり得る可能性も示している。

このように便所掃除という仕事には、罰則として、あるいは人格形成のためといった意味を付すことができ、仏教においてもそのように認識されたことがあった。

禅宗の叢林では集団生活を円滑に営むため、修行僧の役割分担が清規に定められた。その中で「浄頭（じんじゅう、じょうとう）」という役職が設置されている。浄頭とは便所（禅宗では東司等と称する）の管理・清掃を専門に担当する役職である。この職がいつ頃から設けられたかは定かではないが、現存する中で最古の清規である北宋期の長蘆宗頤（生没年未詳<sup>5</sup>）撰『禅苑清規』（宗寧二年（一一〇三）序刊）にはすでにこの役職の規定があり、長蘆宗頤が各役職の心構えなどを記した「亀鏡文」にも浄頭の役割が記されているため、遅くとも北宋代末には存在していたと言える。

我々（大澤・劉）は共同研究として便所や廁神に関する研究を行っており、その成果の一つとして「禪宗の文化と廁―東司」「雪隠」の語源を考える」と題する論文を執筆した。当該論文は、禪宗由来の便所を意味する二つの語彙、すなわち東司と雪隠という言葉に焦点を当て、特にその語源を検討したものであった。

本論で扱う雪隠についてその結論を述べれば、雪隠とは、（一）中国で浄頭を激励する言葉として扁額として浄頭寮に掲げられた後、（二）この説が日本に伝えられ、円覚寺の浄頭寮や建仁寺の東司にこの扁額の語が掛けられ、（三）次第に便所を指す隠語として日本語の中で定着していった、との経過をたどった語彙であると思われる。この扁額の語の由来となったのは雪竇重顕が杭州の大刹である靈隱寺において隠潜して浄頭職を行っていたという元代の『禪林備用清規』（至大四年（一二三二）成立）に初出と見られる説話である。そして、雪竇重顕の伝記にこのような美談が脚色されたのは、元代に隆盛した詩偈など禪文学の文脈における雪竇重顕の顕彰のためであった可能性を指摘した。

この結論には次の三つの疑問が想定される。一点目に、美談の創作にあたって、多くの役職の中になにゆえ浄頭職が選択されたのかという点。二点目に、修行中に浄頭を行った著名な禅僧には大慧宗杲もおり、雪竇重顕とともに『禪林備用清規』において顕彰されているという点。もし大慧が選択されたとしたならば、「大慧」の語が便所の異称となった可能性もある。しかし、結果としては雪竇重顕の浄頭話の創作され雪隠として選択された。三点目に、雪隠の語は何故中国では広まらなかったのか。

そこで、本論ではこれらの問題を解決するため、次ような考察を行う。まず、元代に成立した雪隠の語の背景を探るため、宋代の『禪苑清規』における規定、及び宋代禅林における浄頭職に対する認識と位置づけを検討する。次に、元代から清代までの清規における浄頭職の規定を検討・比較し、浄頭職の職務規定及び叢林における位置づ

けの変遷を考察する。これらによつて、禅林の思想史の一端をも窺い知ることができるであろう。

## 二、『禅苑清規』における浄頭

まず、現存する最古の清規である長蘆宗頤撰『禅苑清規』に見られる浄頭の職務規定について確認したい。同書巻四には次のように規定している。

浄頭の職。五更（夜更け前）に灯りをつけ、日の出に茆籌（便を拭うへら）や布巾を片付けて水に浸し、次に茆槽をみがき洗い、片づけや掃除をし、籌や布巾、灰や土、サイカチ（石鹼のように用いる植物）を補充・交換し、水場の片づけをする。斎後には籌や布を洗濯し、晩過ぎにお湯を沸かし、油を補充する。常に湯水がある状態を保ち、大衆が困らないようにする。

浄頭は人がとても行い難いことを行い、人がとてもいやがることを担当するのであるから、滅しない罪はなく、癒えない罪はなく、生じない福はない。他の修行者は拱手し感謝して廁に至るが、どうして慚愧の念を起さないことがあるうか。

（浄頭之職。五更上灯、日出收茆籌・浄布浸之。次刷洗茆槽、併疊掃地、添換茆籌・浄巾・並灰土・皂角、打当水解。斎後洗濯籌布。晩後燒湯上油。常令湯水相続、無使大衆動念。）

浄頭者、行人之所甚難、当人之所甚惡、可謂無罪不滅、無罪不愈、無福不生。同袍拱手上廁、寧無慚愧之心。<sup>7</sup>『禅苑清規』では浄頭の職について、前段において、一日の具体的役割を明確に規定し、後段において、浄頭の職の性質やその功德を説明している。

文中に見られる箒とは便を拭う道具であり、洗って再利用していた。茆箒とは、かや製の尻ぬぐいであろう。茆槽は便を運ぶ桶として用いたものだと思う。灰や土、皂角（サイカチ）は洗浄のために用いられた。ちなみに、これらを使つてどのように用便するかについては、道元の『正法眼蔵』「洗浄」に詳しく説かれている。

浄頭職の位置づけが確認できるのは後段の記述である。ここでは浄頭をだれもが忌み嫌う職務であるとしたうえで、罪の消除と福德の獲得という意味付けをしている。

解釈が難しいのは末尾にある「寧ぞ慚愧の心無からんや」の主語である。「慚愧の心」、すなわち「恥じ入る気持ち」が起ころのは廁を使用する修行者であるか、あるいは浄頭自身であるか。どちらの可能性も考えられるが、素直に読むのであれば前者であろうか。つまり、浄頭の者に対して「恥じ入る気持ち」を持ち、感謝をして用を足しなさいとの意である。とするならば、『禪苑清規』はこの語により浄頭職に関して、忌み嫌われる仕事を行うということの価値の強調を行つていと読むことができる。一方、もし後者のように読むのであれば、浄頭職に罪の消除という意味付けを与え、それを強調するものといえる。

犯した罪の消除という意義付けについては、先に『五分律』には破戒した比丘に与える罰の一つとして大便を掃除することがあることを指摘したが、清代の『百丈清規証義記』にも、浄頭を勤めることの意義として以下のような言及がある。

事では、律中に多く破戒し罪を懺いる比丘がこれを担当させる。その意味はその者たちが常に汚いところをきれいに掃除することで多くの僧を歡喜せしめることができ、そうして破戒した汚れを除くことができ、そして清浄なる戒を取り戻すことができる。

（事則律中、多以破戒懺罪比丘為之。謂其常打掃穢處潔淨、能令衆僧歡喜、以除破戒垢穢、而還得清淨戒也。）

『禪苑清規』は、このように直接的な表現で破戒した僧に浄頭を担当させるとしているわけではないが、浄頭を行うことの第一に「あらゆる罪は消え去る」と述べられるからには、『百丈清規証義記』のように読むことも可能である。

『禪苑清規』の真意が果たしてどちらにあつたのかを明らかにするために、宋代に実際に浄頭を担った禅僧を検討する必要がある（次節検討）が、いずれの意味となるにせよ、少なくとも『禪苑清規』の浄頭項の記載は浄頭職を担うことへの明確な動機づけとはならないだろう。

### 三、宋代に浄頭職を担った禅僧

本節では浄頭職の内実及び位置づけを確認するため、宋代に浄頭職を担った禅僧の記録を検討したい。管見の限りにおいて、宋代に浄頭を行った禅僧には臨済宗の黄龍法忠（一〇八四—一一四九）や大慧宗杲（一〇八九—一一六三）、黄龍派の靈源惟清の法嗣である仏心本才（生没年不詳、？—紹興年間〔一二三二—一二六三〕、楊岐派の無準師範（一一七七—一二四九）の法嗣である断橋妙倫（一一〇一—一二六一）等が確認できる。

#### 黄龍法忠・大慧宗杲

黄龍法忠や大慧宗杲が浄頭の職を担っていたことは後述する元代の『禅林备用清規』に記されるが、『大慧普覚禅師年譜』の次の話にその出典を見出すことができる。この話は、彼らが泐潭宝峰寺で湛堂文準の指導のもと修行をしていた際のことと、大慧に関して述べれば、彼が嗣法を承ける圓悟克勤につく以前、湛堂文準のもとで侍者をしていた時のことである。

〔政和〕二年壬辰（一一二二）、師（大慧宗杲）二十四歳、侍者寮に居す。（中略）ある日（湛堂文準の）そば

につかえていた時、湛堂は師の指の爪を見て「東司の籌はお前が洗っているのではないな」と言った。師はこの教えを受け、黄龍忠（黄龍法忠）という修行者に代わって浄頭を九か月担当した。普説に説かれるに、私（大慧）は湛堂和尚のこの話を聞いて、生涯爪を伸ばさず、豆ができても切らなかつた。湛堂和尚は手の指にまめができていたので、そのお教えに心底、感服したのです。

（二年壬辰、師二十四歳、居侍者寮。（中略）一日侍次、湛堂視師指爪云、「想東司頭籌子不是汝洗。」師即承訓、交代黄龍忠道者、作浄頭九箇月。按普説、某自聞湛堂和尚此説、終身不養爪甲、纔長一菽不剪、湛堂和尚便於手指上出現此、乃誠服其訓導也。）

この話の中に出る湛堂が大慧の指の爪を見て大慧に述べた「東司の籌はお前が洗っているのではないな（想東司頭籌子不是汝洗）」との言葉は、前後文から見れば大慧の指が苦勞知らずのきれいな手だったことを語った言葉であろう。大慧は湛堂の教えを受け、黄龍法忠に代わって九か月の間、浄頭の職を担当した。続いて翌年の記載には次のように述べられる。

三年癸巳（一一二二）、師二十五歳、浄頭寮に居す。「雲峰文悦和尚小参語」を書いて座右としていたところ、ある日、広道というものが浄頭寮に来てこれを見て、そこでひそかに湛堂に告げた。「宣州の宗杲さんは雲峰の小参を敬い慕っています。平凡な他の者とは比べ物になりません。」湛堂言わく、「この者は将来必ずや偉業をなしえるであろう」と。この年の八月、侍者寮に復帰した。

（三年癸巳、師二十五歳、在浄頭寮。因書「雲峰文悦和尚小参語」於座右、一日広道者至寮見之、乃私語湛堂曰、「宣州杲兄以雲峰小参為警慕。非碌碌余子之比。」湛堂曰、「此子佗日必能任重致遠。」是年八月、復帰侍者寮。）この資料から大慧は浄頭を行っていた時、「雲峰悦和尚小参語」を座右としており、そのことを伝聞した湛堂か

ら高い評価を受け、将来を見込まれて侍者寮に復帰したことが知られる。

したがって「雲峰悦和尚小参語」の内容から、大慧が浄頭を行っていた時の心情を間接的に推測することができる。雲峰悦とは北宋期の臨済宗の禅僧であり、大愚守芝に嗣法した雲峰文悦（九九七或九九八—一〇六一）を指し、その小参語とは『古尊宿語録』卷四一『雲峰文悦禅师語録』中の次に掲げる語を指すものと思われる。なお、小参とは法堂で行われる上堂に対して言う語で、学人に対する法話のこと。雲峰文悦はこの小参において百丈懷海（七四九—八一四）の言葉をまず掲げ、目下の叢林の修行僧の堕落を厳しい言葉で批判し、かつ激励している。少し長いのでここではその一部分を抄録する。

小参。提起するに、先の百丈〔懷海〕和尚、歳末の際の示衆にいわく、「おまえたち若年者は経律論はもとより知らず、衆に入つて参禅したが、禅もまたわからない。臘月三十日、どのようにしめくくるか。」師〔雲峰文悦〕いわく、輝かしい諸の禅徳も聖者の時代からははるかに隔たり、人心は廢れていた。今の叢林を顧みるに、さらに悪い。ここにはあるいは三百から五百の徒が集まり、にぎやかではあるが、ただ、食事が豊富で、寮舎が穏やかであることを繁栄していると誤解している。そのなかに熱心に励む修行者は一人もいない。もし「そのような修行者が」五十人いたとしても、せこせことして未成熟であり、少しでもわかれば、すぐさまみなわかつたといい、各々が自ら靈蛇という貴重な宝物を手に入れたと思つている。（中略）いわゆる『般若の叢林は年々凋落し、無明の雑草は年々伸びる』である。そのような中、現在の若い者は衆に入つてきたばかりで、すぐさま自ら平然として拱手して、ほかの人の供養を受け、野菜は一本も取らず、柴は一束も運ばず、十指は水に濡らさず、百事も気に留めない（労働をなにもしない）ような者ばかりである。「このような者たちはわずかな間は楽しいとしても、必ずや三途の悪道に身を落とすだろう。（下略）」



（小參。挙先百丈因歲暮示衆云、「你一隊後生、経律論固是不知也。入衆參禪、禪又不會。臘月三十日、且作麼生折合去。」師云、灼然諸禪德去聖時遙、人心淡薄。看却今之叢林、更是不得也。所在之處、或聚徒三百五百、浩浩地、只以飯食豐濃、寮舍穩便為旺化也。中間孜孜為道者無一人。設有十箇五箇、走上走下、半青半黃、会即総道我會、各各自謂握靈蛇之宝。（中略）所謂「般若叢林歲歲凋、無明荒草年年長」。就中今時後生纔入衆來、便自端然拱手、受他別人供養、到処菜不挾一茎、柴不般一束、十指不露水、百事不干懷。雖則一朝快意、争奈三塗累身。（下略）<sup>11</sup>

この小參の語の要点を述べれば次のようになる。唐代の祖師である百丈懷海のころでさえ新人たちの墮落を心配しているのに、現状を見ればなおさら悪い。確かにうわべでは禪は隆盛しているかのように見えるが、まじめな修道者は一人もいない。いたとしても未成熟な状態ですぐに悟ったと思い違いをする。特に今どきの若い者たちは修行を初めてすぐさま、すました顔で他人の供養を受け、苦勞を知らない。

この小參から大慧が浄頭職に臨む際の心構えを読み取るとすれば、彼は浄頭の職務が大変な苦勞を伴うものであると認識したうえで、そのような苦勞は大衆に入ったばかりの修行僧にとつて必要なことと捉えていたものと推察される。

大慧は九か月の間、浄頭職を行った。九か月という時間の長短はさておきが、注意が必要なのは浄頭職への心構えを知った湛堂から将来を買われ、侍者寮に戻されている点である。これは参禅弁道を上位に、浄頭を下位に位置づける意識の表れと取ることができる。

以上をまとめれば大慧及びその師湛堂において浄頭の職は、非常な苦勞を伴う職務として認識され、苦勞を伴うがために修道者の初步的段階として位置づけられ、評価されていたことがわかる。大慧が浄頭についたのは師からの

指示をきつかけとしたが、修行者自身の自覚も重要視された。湛堂は大慧の自覚が確認できたからこそ、彼を侍者寮に戻したのである。

### 仏心本才・断橋妙倫

次に見る仏心本才や断橋妙倫の例も大慧と同様に、嗣法前の修行の段階において自らの発心により、浄頭の職にあたったという例である。

仏心本才が浄頭を行っていたことは大慧の法嗣である仲温暁瑩によつて著された『雲臥紀談』巻上に記される。仏心本才は臨済宗黄龍派の靈源惟清のもとで大悟、法嗣となった。『雲臥紀談』には、靈源惟清に参するより以前、西禅の海印徳隆のもとで修行を行っていた時分、大衆が非常に多かつたため、発心して浄頭を行い、海印の夜参の際に悟つたところがあつたと記されている。<sup>12</sup>

臨済宗破庵派の断橋妙倫については、『断橋妙倫禅師語録』巻下に収録される彼の行状に次にように記される。なお、無準師範の行録によれば、彼は紹定年間（一二三二—一二三三）の頃に勅命を受け径山に住している。<sup>13</sup>とすれば、これは断橋妙倫が三〇歳の頃の記録ということになる。

仏鑑（無準師範）は詔を奉り径山に上山したので、「断橋妙倫は」再度「師範に」参じた。法蔵を司ることを命じられたが、そこで自ら思うに、「宴安鳩毒（一時の享樂は身を亡ぼす）。かりにも苦勞をして大衆の助けになるのであれば、私はどうして努力しないのか」と。持浄を行う（浄頭の職を行う）こと二年、垢や汚れの掃除はみな自ら行つた。仏鑑はしばしば大衆の中で「妙倫を」褒め讃え、そして第二座に迎えた。

（仏鑑奉詔登径山、因再参焉。命掌法蔵、既復自惟曰、「宴安鳩毒。苟勞身利衆、吾何為不勉。」持浄一年、拂垢滌穢、皆躬為之。仏鑑亟称於衆、遂延為第二座。<sup>14</sup>）

この話では、断橋妙倫は径山の無準師範のもとへ参じ、経蔵の管理の役職を命じられたが、安逸を貪つてはならないと考え、大衆の助けになり苦勞の多い浄頭を一年間行つた。このことにより無準師範より褒めたたえられ、大衆の第二座（書記）となつた。

### 繼能浄頭

最後に、南宋代の痴絶道冲（一一六九—一二五〇）『痴絶道冲禅师語録』卷下「示繼能浄頭」という法語を見てみたい。道冲は南宋の臨済宗楊岐派虎丘派下の僧で、雪峰山や天童山、杭州靈隱寺、径山などの大刹に歴住した。次に見る法語は繼能という浄頭に与えられたものである。この法語の末尾に述べられる猛省せよなどの文面から、浄頭の職にあつた繼能が浄頭の職に対して不満を持っていたことが看取され、この法語は、痴絶道冲がそのような繼能に対して叱責し、浄頭の職にあたる心構えを仏教の理論を踏まえて説示したものである。

昔の人は、「もし人、仏の境界を知らんと欲せば、当にその意を浄めること虚空のごとくすべし。妄想及び諸の取を遠離し、心の向う所をして皆な無礙にせしめよ。」と言つてゐる。仏の境界とはなにか。もともとそれは自分自身の心であり、日々常に行ずる道である。ただ、本人が日々、次第に物事の中に埋もれていき、環境に流されてしまつてゐるのである。仏の境界に合致したのであれば、一日中、隙間なく心に思い続けるのみである。「そうすれば」ある日突然にぎやかな街の中で古い友人に出会い「ああ、あなたはもともとここにいたのか」と「了解するであろう」。この境地に至れば妄想や諸々の執着はすぐさま氷解し、すべての事物はみな自らの妙用となり、そうすればクソの掃きだめには丈六金身の仏像が現れ、廁の穴の中の虫は、深く実相を説き、籌を用い水を汲む（用便する）のは、別人ではなく、地を掃き槽を洗うのは、みなほかの者ではない（すべての現象は自分自身の反映に他ならない）。たとえば虚空は多くの相をあわせ持つように、諸々の境界に分別はない。

そのようにしたところでそれは小さな歇場にすぎない。もしやり手の大宗師に出会い、おまえのために徹底的にひっくり返し、別の活路を見出さなければ、ここに座り解脱という毒の海に溺れ、抜け出す時は来ないであろう。継能浄頭よ、猛省せよ。徹底的に明らかめ、抜け出すことを願えば、諸方のやり手の大宗師は必ずやおまえのために真理を指し示すであろう。

(古人云、「若人欲知仏境界、当淨其意如虚空。遠離妄想及諸取、令心所向皆無礙。」如何是仏境界？元是自家自心、日用常行之道。只為当人日逐埋頭於事事物物之中、隨境流轉。要得与仏境界相応、但能十二時念念無間、心不捨。一旦如闇市裏逢著故人「噫、你元来只在這裏。」到這箇田地、妄想諸取当下冰消、事事物物、皆為吾之妙用、便可向糞掃堆上現丈六金身、廁坑裏虫深談実相、運籌酌水不是別人、掃地滌槽皆非他物。譬如虚空具含衆相、於諸境界無所分別。便恁麼去、猶是小小歇場。若不遇大手脚底宗師為伊尽底揭翻、別行一條活路、未免坐在這裏、向解脱毒海頭出頭沒、無透脱之期。継能浄頭、直須猛省。徹底洞明、以透脱為期、則諸方具大手脚底宗師必能為子点破。<sup>15</sup>)

この文章からは継能浄頭に対する痴絶道沖の老婆心がひしひしと伝わってくるが、理論としては浄頭を行う特別な理由付けとはなっていないことには注意を要する。ここに現れる痴絶道沖の主張をまとめれば次のようなものであろう。本来の自己を悟り、妄想や執着が消え、自他一切平等の無分別の見地に立脚すれば、糞も便所も仏の境界と見ることが出来る。そうであるならば、浄頭の職務に不満を述べる余地はないはずである。一時たりとも怠らず開悟を期して精進せよ。そうすれば、やり手の師匠がお前のために切り開いてくれるだろう。

つまり、道沖の言葉は継能を叱咤激励するものであるが、その主張を換言すれば、不平不満を述べることなく目の前の職務を全うせよの意となる。もし一切平等無分別の境地を強調するのであれば、その修行は必ずしも浄頭であ

る必要はあるまい。翻つてそれは一切の修行に当てはまるものである。この意味において、道沖のこの法語に見られる主張に浄頭職に対する特殊な位置づけは見られないと言える。道沖が継能浄頭を叱責した背景には、継能の怠惰があり、対機説法として本法語が述べられた可能性があることには思いを巡らす必要はある。しかしそれでもなお、道沖が浄頭職に対する積極的意義づけは見いだせていないことは確かである。

\*

以上、宋代禅林における浄頭職の実際について検討を行った。これらの資料からは、『禅苑清規』に記述されるように、浄頭の職務は非常な苦勞を伴い、人から忌み嫌われる役職であるという認識が宋代禅林において全般的に存在したことが確認できる。また、そのような苦勞は修行の初期段階においては必要なものだとして、自ら発心してこの職務に当たった禪僧もいた。一方、罪の消除、あるいは罰として行われるという事例は確認されなかった。

このことから、前述の宋代における『禅苑清規』の「寧ぞ慚愧の心無からんや」の一文について解釈も、罪の消除という理由ではなく、浄頭に恥じ入る気持ちを持って用を足しなさいの意の可能性が高いことが確認できる。

宋代には痴絶道沖の法語に見られる継能浄頭のように、その職務に不満を持つ者もいたようである。南宋末から元初頃の臨済宗楊岐派の環溪惟一（二二〇—二二八）の語録には「請浄頭上堂」<sup>16</sup> というものがあるが、これは浄頭の担当者を探していたものと見られ、これは浄頭の成り手探しに苦勞していたことを示唆している。

大変な辛苦を伴う浄頭の職務は、強い信念によって自発的に行つたり、或いは罰として担当を命じられたり、といった何らかの意味付けが伴わない限りにおいて、浄頭に充てられた修行僧に不平不満が出るのは当然であろう。痴絶道沖の例では不満を抱いた僧に対する叱咤が確認されるが、その理論としては一切の職務に当てはまるものであり、必ずしも浄頭職励行といった考えにはつながらない。このような状況にあつて、浄頭に対する積極的動機づ

けとして現れたのが次に見るところの『禅林備用清規』に見られるような思想であったと考えられるのではないだろうか。

#### 四、清規に見られる禅林の浄頭職の位置づけの変遷

以上、宋代における浄頭の規定及び実際にその任に当たった僧の検討を行った。本節では、それ以降の清規における浄頭職の規定について比較検討を行いたい。清規における浄頭職の規定は『禅苑清規』を皮切りに元代の『禅林備用清規』、『勅修百丈清規』、清代の『百丈清規証義記』等に受け継がれるが、各々の清規における浄頭の役割や位置づけには相違が見られる。

浄頭職を行うことの価値を最も強調するのが元代の沢山式威編『禅林備用清規』（至大四年（一二三二）成立）である。次のように説明される。

浄頭の職。果は因より生ずる。毎朝地面を掃き、適宜香を焚き、蠟燭に灯りをつけ、箒を換え厠を洗い、桶や履物を出し、手巾を清め、湯水を豊富にし、澡豆をしばしば補充し、灰や土を常に満たし、狼藉があつた場合は片づける。柴を刈り箒を洗うことに勤め、ひたむきに人のために仕事を行うべきである。隅々まできれいにすれば、修行は成就するだろう。雪竇（重頭）は靈隱寺で、牧庵（黄龍法忠）や妙喜（大慧宗杲）は宝峰寺の会中にて、みなこの職務を勤めたのである。

（浄頭之職。果目因生。毎朝掃地、装香及時、剔灯点燭、換箒洗厠、出桶拖鞋、手巾乾淨、湯水寛容、澡豆頻添、灰土常滿、或時狼藉打併。宜勤討柴洗箒、俯恤人力。触辺明淨、道業円成。雪豆在靈隱、牧庵、妙喜宝峰会中、

皆服勤斯務矣。<sup>18</sup>)

浄頭の職務に関して述べれば、香を焚くことが勤めの一つとして追加されていることが『禪苑清規』との差異の一つである。また、澡豆という豆の粉を主原料とする手洗いなどに用いる洗剤も新出であるが、『五山十刹図』の「鎮江府金山寺様東司香炉」の絵図に香炉や澡豆が描かれており、香や澡豆は少なくとも南宋代には使用されていたものと考えられる。これらは、厠の環境の時代的变化に清規を適合させたものであろう。狼藉とは乱れることであるが、汚物で周りを汚してしまった場合のことを言うのであろうか。

『禪林備用清規』が『禪苑清規』と異なっている点は、ひたむきに浄頭職を勤めることが修行を成就させるための過程として強調され、浄頭を担うことを特に推奨していることである。その例示として雪竇重頭が靈隠寺にて、黄龍法忠や大慧宗杲が宝峰寺にて浄頭を行っていたとの話を挙げている。冒頭の「果は因より生ずる」とは、証果(悟り)は修行(因)がなければならぬとの意であるが、文脈から見ればここでの因とは浄頭の職務を指すものであり、浄頭として日々の職務に励むことこそが、修行の円満成就のために必要であると強調するものである。

修行の初期段階として浄頭の職を推奨することは大慧の例と共通するところではあるが、『禪林備用清規』では「隅々まできれいにすれば、修行は成就する(触辺明浄、道業円成)」として、浄頭の労苦ではなく、修行の円満成就への因を強調するところに特徴がある。

この『禪林備用清規』の成立は、雪隠の語の初出と思われる月江正印の「贈省浄頭」<sup>19</sup>の作成年代とほぼ同時期であると考えられ、その成立の前後関係、及び影響関係は不明であるが、両者が浄頭職に対して修行の一段階として積極的意味を付していることは共通している。

一方、これより少し時代を下る東陽徳輝編 笑隠大訶校正『勅修百丈清規』(至正元年(一三三三)成立)で述べ

られる職務の内容は、本書が『禪苑清規』や『禪林備用清規』などを参照して撰述されたとみられるため上述の清規とほぼ変わりはないが、少しく簡略化されており、浄頭職の位置づけにも微妙な変化が見られる。

浄頭。地面を掃き、香を焚き、籌を換え、廁を洗い、湯を沸かし水を補充することは、適宜行わなければならない。少しでも狼藉があればすぐに洗い浄める。手巾や浄桶は点検・交換する。

およそこの職につく者はみな自発的に求道心を起こすものである。交代する時は、堂司があらかじめ次のような掲示を出す。「次の浄頭は欠員。もし結縁あれば芳名をお書き下さい。」結縁を願うものは掲示を片付け、堂司に告げる。その後、住持にこの者を充ててもらおうようお願いをする。

(浄頭。掃地装香、換籌洗廁、燒湯添水須是及時、稍有狼籍隨即淨治、手巾淨桶点檢添換。

凡供此職皆是自發道心。將交替時、堂司預出小榜云「下次浄頭缺人。如有結縁、請留芳名。」願結縁者收榜白堂司、然後覆住持請充之。<sup>20</sup>)

浄頭職の位置づけに関しては、浄頭の職務を求道の心によって自発的に取り組むよう要請されており、欠員が出るような場合も自主的に名乗り出させる形をとっている。この点について述べれば浄頭を勤めることを奨励していると読め、『禪苑清規』の記載の再解釈、及び『禪林備用清規』の思想の継承とも考えられる。しかし、手続きのみを強調し内容を簡略化しているとも見ることができ、『禪林備用清規』ほど浄頭の重要性は強調されていないとも読み取れる。修行者の自主性に委ねるといふ点から見れば浄頭職が等閑視される可能性も内包される。

宋代の『禪苑清規』と元代の『禪林備用清規』や『勅修百丈清規』とを比較すれば、前者に記される罪の消除という側面が後二者には記されなくなっていることにも注意が必要であろう。

明代晚期以降、浄頭の呼称とともに「圍頭」(圍は廁を意味する<sup>21</sup>)も同じ意味で用いられるようになったようで



あるが、その職務には変化があったことが清規における新たな規定から確認できる。たとえば、雲棲株宏（一五三—一六二五）『雲棲共住規約』「附集」<sup>21</sup>では浄頭の務めとして便所の灯りの管理や地面の掃き掃除、木のくずを焼くこと、履物の管理、手巾の洗濯、及び浴室の管理（知浴も兼ねていたようである）が公務と規定されているが、従来の浄頭の役割であった籌や廁の清掃、灰・土・澡豆の管理は求められていない。

これは清代の源洪儀潤撰『百丈清規証義記』（道光三年〔二八三〕年序刊）でも次に見る同様である。

浄頭。三度の食事の際には、後門を閉ざす。四板の際に通路の灯りをつける。晚課の読経にて〔大衆が〕仏殿に向かう際には各所の浄桶を回収する。（北方では多く浄桶を用いず、ただ圍房（廁）を用いる、〔その場合〕きれいに掃除しなければならない）手洗いの水を交換し、手巾を洗濯することに勤め、晚課が終わったら、各所に浄桶を返す。すべての入浴日にもし知浴がいなければ、代わりに担当する。浴室規約に則り浴鍋を沸かす。あるいは圍頭がこの職務を担当してもよい。

（浄頭。三時過堂時、関鎖後門。四板点路灯。課誦上殿時、挑各処浄桶。（北方多用浄桶、只用圍房、須打掃潔淨）勤換洗手水、洗晒手巾。晚課罷、送各処浄桶。凡浴日、若無知浴、即行代辦、照浴室規約燒浴鍋。

或圍頭帶此執亦可。<sup>22</sup>）

『百丈清規証義記』における浄頭の役割は、『雲棲共住規約』と同様に元代までの清規とは大幅に異なっている。ここで挙げられる浄頭の職務は、食事時に門を閉ざすこと、灯りを点すこと、浄桶の回収、手洗いの水の管理、および手巾の洗濯が公務として位置付けられるのみである。また、浴室の管理の仕事を行う知浴がない場合、代わりに行うことや、圍頭が兼務してもよいことが記される。また、文中に見える注釈には北方では多くの寺院で浄桶を用いず圍房（廁）を用いると書かれることから、北方と南方では廁の設置に異同があったことがわかる。知浴が

いない場合、浄頭が知浴の職を兼ねることとされることから、浄頭の職務の軽減化が確認できる。

このような記載から、浄頭の職務は元代から明代にかけて変化があり、明代以降は元代以前のように、日がな一日便所にて香を焚いたり廁を洗つたりといった労苦が伴うことは無くなっていたようであることがわかる。

なお、『百丈清規証義記』ではこの後に浄頭の職に事と理の両面の意義があるとし解説する。事については先述のごとく破戒僧への罰としての意義を説く。理については、南岳慧思撰とも曇遷撰ともされる『大乘止観法門』及びその注釈書である明末の藕益智旭撰『大乘止観法門釈要』を引用する。その内容とは大小便を止と観の両面から三昧の対象とするもので、いわゆる不浄観の一種であろう。これらを踏まえたくえで『百丈清規証義記』は次のように浄頭職の意義を説明する。

もしこの浄さと穢れの本源を悟ることができれば、大千世界は心外にあらざと悟ることができ、これより穢れは尽きて心は浄められ、自らの身体が法界なのか、法界が自らの身体なのかわからなくなり、自らの身体と法界とは同一でも異なるものでもなくなれば、(貪瞋痴の)三毒はおのずから消え去り、罪法もおのずから除かれる。これは浄頭の者だけがこのような考えをもつべきではなく、すべての人がこのような考えを持つべきである。

(若能悟此淨穢本源、則可以悟大千世界不在心外。從此垢尽心淨、不知吾身之為法界、法界之為吾身、我身法界、非一非二、則三毒自去、罪法自除也。此非唯為淨頭者当作是觀、一切人皆可作是觀。)<sup>23</sup>

『百丈清規証義記』は浄頭職を行うことの意義として、不浄観を通して大千世界がすべて心の活動であり、自己と法界とが同一でも異なるものでもないことを挙げる。しかし、本書自身が指摘するように、前述の痴絶道沖の「示継能浄頭」と同様、この事は浄頭職のみならず、すべての人が行ずることのできるものである。だとすれば、

浄頭職を行ずる意義として残るのは罪の消除という消極的な理由付けのみであり、浄頭職励行にはつながらない。

以上、元代から清代の諸清規における浄頭の職務とその位置づけを検討した。宋代の『禅苑清規』と元代の諸清規および清代の清規における浄頭職の職務規程とその位置づけには大きな差異が認められる。それをまとめれば、

宋代の『禅苑清規』では誰もが忌避する職務であることを強調し、滅罪増福に価値が置かれている。元代の『禅林備用清規』や『勅修百丈清規』では修行者の自発的な取り組みが強調されるが、中でも『禅林備用清規』が最も積極的に推奨し、浄頭職を行うことの価値を修行の円満成就のためであると強調する。一方、明清の清規では浄頭の職務内容が前時代とは異なっており、その職務の軽減化が確認でき、清代の『百丈清規証義記』における規定では、滅罪と不浄観を説くが、浄頭励行の思想は見受けられない。

## 五、まとめ

本論では、雪隠に関連して、禅林における浄頭という便所掃除の職務に着目して、宋代禅林における浄頭職とそれに対する認識、及び元代以降の清規における浄頭の位置づけに対して検討を行った。

清規から見ると明代以前の禅林の廁は現代のそれのように水洗式ではなく、桶を便器として用いることが一般的であった。当然そこには、大小便の処理や、桶の清掃、紙の代わりに用いられていた藁の洗浄などの大変な苦勞が付きまとう。しかも、香を焚いていたとはいえず、相当に強烈なおいの中で行う作業である。衛生面についても、感染症に罹患する危険性もあった。このように大変な苦勞を伴う浄頭の職務は、罰として担当を命じられたり、強い信念によって自発的に行ったりといった何らかの意味付けが伴わない限りにおいて、浄頭に充てられた修行僧に

不平不満がでるのは当然であらう。

そのような中で元代になると『禪林備用清規』が現れ、修行の成就のために自発的に浄頭となることが求められる思想が出現した。このような思想が出てきたことは、浄頭の成り手の選出に難航する中、これを担当することの積極的な意味付けを必要とした結果であると推測することができる。

清規における浄頭の説明の変遷などから見れば、雪隠の語源としての意味、すなわち、雪竇重頭が修行中、浄頭を三年ものあいだ行ったことを模範として修行僧に浄頭職を励行するような思想は、宋代には大慧宗杲等の数人にその萌芽が確認でき、元代の『禪林備用清規』において明確に示されるようになったが、それ以降は浄頭の職務の変化や及び禅林の停滞とともに薄れていったものと考えられる。前述の拙論にすでに述べたように雪隠という語は純粹な中国の文献においては月江正印の「贈省浄頭」と題する偈以外には認められない。この事は、雪隠という語に隠された美談やその思想が継承されなかつたことを意味しよう。一方、この説は日本に伝えられ、日本においては雪隠が便所を指す言葉として定着するに至った。「雪隠」という美称とそこに隠された思想は中国ではなく日本において受け継がれていったのである。

浄頭を行った僧として、大慧宗杲ではなく、雪竇重頭が尊重され、そして雪隠の語源となった理由としては、禅文学の隆盛という文脈では雪竇が大慧より尊重されたという点が考えられるが、これ以外の理由として、彼らの浄頭説話を比較すれば、雪竇の方が明らかに浄頭説話の美談として用いやすかつたことも関係していよう。大慧は二四歳の若い時分に九カ月の間、師の指示によって浄頭を行い、師の指示により再び参禅弁道の世界に戻つたのであるが、一方の雪竇は頓悟や首座などを経験した後、自主的にしかもひそかに三年の間、浄頭を行ったとされるからである。

テレビドラマの時代劇の減少からか、雪隠の語は日本においても死語となりつつあるようである。禅林における  
厠掃除に端を発する雪隠という美称とその意味について、文化を継承するという意味においても、我々は今一度認  
識する必要があるのではないだろうか。

#### 注

- 1 本論文は、中国社科基金「中国厠神信仰考論」(14CZW064)及び四川師範大学重点項目(14YB21)の成果の一部である。
- 2 Panasonic HP内、「松下幸之助物語 二―二 便所掃除」<https://www.panasonic.com/jp/corporate/history/founders-story/2-2.html> (二〇一八年一〇月二〇日閲覧)。
- 3 僧に対する罰について仏陀什、竺道生等訳『弥沙塞部和醯五分律』には「仏言、不応断食。応罰掃地、除糞、犖石、治  
経行処、作階道、作如是等種種罰之。」(『大正藏』第二三冊一九頁上段)とある。
- 4 『大正藏』第二三冊六七頁下段。
- 5 椎名宏雄氏は長蘆宗頤の生没年を一〇四〇―二〇九と推測している。(椎名宏雄「長蘆宗頤撰『慈覚禅師語録』の出現  
とその意義」、『印度学仏教学研究』五七(二)、二〇〇九年)。
- 6 『駒澤大学禅文化歴史博物館紀要』創刊号(平成二七年度)、駒澤大学禅文化歴史博物館、二〇一六年。
- 7 『禅苑清規』巻四(『中統蔵』第六三冊五三三頁下段)。文中の「無罪不愈」について、無著道忠『禅林象器箋』は「無病不愈」  
とpono。
- 8 『中統蔵』第六三冊四五三頁下段。
- 9 『嘉興蔵』、新文豊出版公司、第一冊七九四頁中段。

- 10 同右。
- 11 『正統蔵』第六八冊二六九頁上段。
- 12 仲温暁瑩『雲臥紀談』卷上（『正統蔵』第八六冊六二頁上段）を参照。
- 13 『径山無準和尚語録』『径山無準禪師行狀』（『正統蔵』第七〇冊二七八頁中段）。なお、明の朱時恩『仏祖綱目』卷三九（『正統蔵』第八五冊七七八頁中段）では無準が径山に勅住したのは紹定三年（一二三〇）であるとす。
- 14 『正統蔵』第七〇冊五七二頁中段。原文は「宴安鳩毒」とするが、ここでは「宴安鳩毒」と校正した。「宴安鳩毒」とは『春秋左史伝』に由来する成語で、安樂に溺れ次第に身を亡ぼすことのとえ。「宴安」は安樂を享受すること。「鳩毒」は毒酒。
- 15 『正統蔵』第七〇冊七二頁中段。なお、「若人欲知仏境界」以下の一節は、実叉難陀訳『華嚴経』（八十華嚴）卷五〇「如来出現品」に見られる語（『大正蔵』第一〇冊二六五頁中段。経文では「若有欲知仏境界」とする）で、永明延寿『宗鏡録』卷二〇や『大慧普覚禪師語録』卷一九、卷二二などにも引用される。
- 16 『環溪惟一禪師語録』卷上「請浄頭上堂」に「浄桶放光、籌子踈跳、為得諸人徹困了也。更教老僧説箇什麼。雖然如是、狼藉不少。」（『正統蔵』第七〇冊三七二頁下段）とある。
- 17 中峰明本（一二六三—一二三三）撰『幻住庵清規』（延祐四年（一二二七）成立）にも浄頭の記載はあるが、浄頭の役職を設けていないとある。この清規は大きな叢林とは異なる小庵での清規のためであり、上述の清規とは性質を異にするものである。参考のため、その原文を掲げれば以下の通りである。「後架乃糞穢之聚。其称为東浄西浄者、其浄在人、不在境也。諸方立浄頭之職。中以揩拭、水以洗滌、箒以掃蕩、灯以照明。雖穢而常浄也。今菴居既無持浄之士、凡執事之者皆可留心常時管帶。凡後架種種器具、使無缺乏可也。」（『正統蔵』第六三冊五八〇頁下段）
- 18 『正統蔵』第六三冊六四九頁上段。

- 19 前掲拙論を参照。
- 20 『大正蔵』第四八冊一二三頁上段。
- 21 『嘉興蔵』第三冊一六八頁上段。
- 22 卷六、『中統蔵』第六三冊四五三頁下段。
- 23 『中統蔵』第六三冊四五三頁下段。